



フリーランスとの取引についての留意点

労働基準法の適用が無く弱い立場となりやすいフリーランスの方々を保護するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（通称：フリーランス新法）」が、2024年11月より施行されています。保護される範囲が広く、皆様の事業所でも対象になる可能性があります。概要と留意点をお伝え致します。

○フリーランス新法で保護されるフリーランス（受注側）とは

業務を受ける事業者で、

□個人事業の場合、従業員を使用しないもの

□法人の場合、代表者以外に役員がおらず、かつ従業員を使用しないもの

従業員を使用している場合は、この法律におけるフリーランスにはあたりません。

まずは取引する相手がフリーランスかどうか確認しましょう。

○発注側の義務

発注者の義務の内容については、発注者の従業員の有無と取引の継続期間により異なります。



「業務委託事業者」

フリーランスに業務委託をするすべての事業者

① 取引条件の明示義務

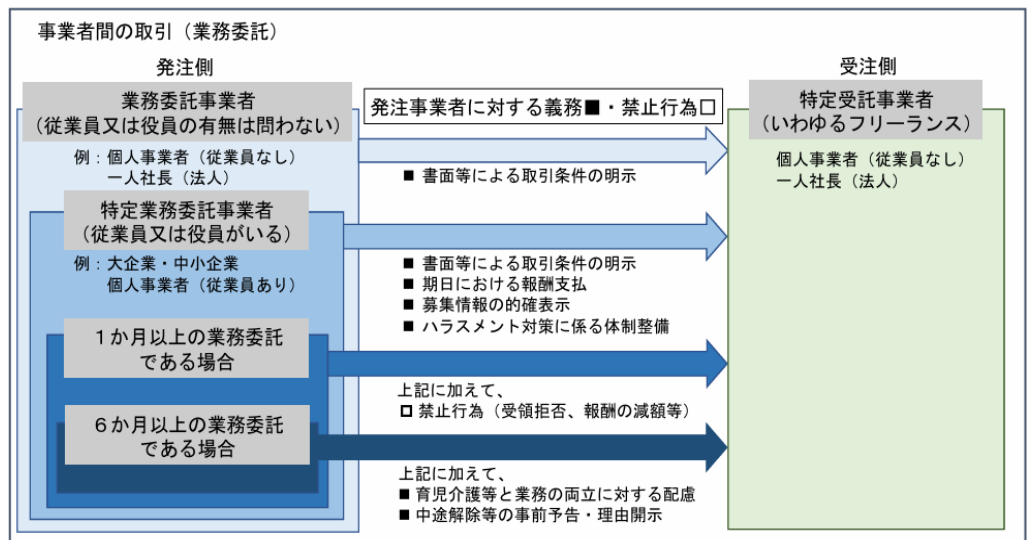
業務委託をした場合、書面等により、直ちに取引条件を明示する

「特定業務委託事業者」

業務委託事業者のうち、

□個人事業の場合、従業員を使用するもの

□法人の場合、2人以上の役員がいる、または従業員を使用するもの



(内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」説明資料)

② 報酬支払期日の設定と期限内の支払

③ 募集情報の的確表示

広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、

・虚偽の表示や誤解を与える表示をしない ・内容を正確かつ最新なものに維持する

④ ハラスメント対策に係る体制整備

相談窓口の設置、ハラスメントへの適切な対応など

「特定業務委託事業者」で、1ヵ月以上継続する業務委託

⑤ 禁止行為 成果物の受領拒否、報酬の減額、返品、買ったときの禁止

「特定業務委託事業者」で、6ヵ月以上継続する業務委託

⑥ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮を行う

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

・契約の中途解除や更新しない場合は30日前に予告を行う

・フリーランスから請求があった場合には理由の開示を行う

例えば医院や歯科医院ですと、労働契約ではなく業務委託をしている医師、歯科医師、歯科衛生士、技師などがフリーランスに該当する可能性があり、また建設業ですと一人親方などがフリーランスに該当する可能性があります。このような相手に仕事を依頼している場合は発注者（業務委託事業者）になる可能性があるため、対象となりそうな方の契約内容や事業規模をご確認ください。

兼業・副業・フリーランスといった多様な働き方が進み、事業所も法改正や就業規則の検討など対応する必要が出てきています。

詳細は弊社担当者までご相談ください。